

# 》 介護保険給付の制限とは 《

特別な事情なく介護保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて次のように保険給付が制限されます。制限の内容や制限の期間については、被保険者証に記載されますので、確認をお願いします。

## 支払方法変更（償還払い化）⇒いったん利用料の全額を自己負担します。

- ・保険料を納期限から 1年以上滞納すると、支払い方法が償還払いに変更されます。
- ・自己負担だけでなく、利用料の全額をいったん支払い、後日申請により保険給付分（7割～9割相当分）を市から払い戻します。

## 一時差止 ⇒ 一時的に保険給付が差し止められます。

- ・保険料を納期限から 1年6か月以上滞納すると、市から払い戻されるはずの保険給付の支払いが一時的に差し止められます。
- ・差し止められている保険給付額から滞納保険料が差し引かれる場合もあります。

## 給付額の減額 ⇒ 利用者負担割合が引き上げられます。

- ・保険料を納期限から 2年以上滞納すると、滞納期間に応じて一定の期間、本来 1～2割の自己負担割合が3割（もともと3割の場合は4割）に引き上げられます。
- ・この期間は高額介護（予防）サービス費や施設サービス利用時の食費と居住費の減額は受けられません。

該当者の方は被保険者証に「給付制限の内容」と「期間」の記載があります。

例		内容	期間
給付制限	支払方法変更	開始年月日	令和2年3月25日
	給付額の減額	終了年月日	終了年月日
		開始年月日	令和2年4月1日
		終了年月日	令和2年7月31日
		開始年月日	開始年月日
		終了年月日	終了年月日

給付の制限がある場合、被保険者証のコチラに記載されます。

コチラに記載がある場合は、本来の負担割合とは異なりますので、ご注意ください。

## 被保険者証の確認をお願いします